

議 案 説 明

No.1

令和7年第1回臨時会

議 案	担 当	概 要
<p>議案第 48 号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて</p>	<p>総 務 部</p>	<p>「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市税条例の一部を改正する必要性が生じたものです。</p> <p>この改正が、令和7年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ご報告し、ご承認をお願いするものです。</p> <p>改正内容は、軽自動車税における新基準の125cc原付を新たに税率区分に追加するための規定の整備等です。</p> <p>また、条例全体にわたり法改正に伴う字句の整理を行ったものです。</p>
<p>議案第 49 号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて</p>	<p>総 務 部</p>	<p>「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたものです。</p> <p>この改正が、令和7年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ご報告し、ご承認をお願いするものです。</p> <p>改正内容は、条例全体にわたり法改正に伴う項ズレの整理を行ったものです。</p>
<p>議案第 50 号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて</p>	<p>市民安全部</p>	<p>「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたものです。</p> <p>この改正が、令和7年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ご報告し、ご承認をお願いするものです。</p> <p>主な改正内容は、地方税法施行令のとおり、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げるもの及び前年の所得が一定以下の世帯に対し均等割額と平等割額を軽減する制度における5割軽減世帯と2割軽減世帯の所得要件を緩和し、対象世帯を拡大するものです。</p>

○湖西市税条例（専決）の主な改正点

主な改正点	関係条文	改正内容														
軽自動車税（種別割）の二輪車区分の見直し	第 82 条	二輪の原動機付自転車のうち、総排気量 125cc 以下で最高出力が 4.0kw 以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を新設し、年額 2,000 円とする。〈表 1〉														
軽自動車税（種別割）の減免手続における規定の整備	第 89 条、第 90 条	減免の申請に新たな税率区分（新基準の原付）を加える。 減免申請時に、マイナンバーカードに記録された運転免許証情報での本人確認を可能とする。														
長寿命化のための大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置	附則第 10 条の 3	長寿命化のための大規模修繕工事を行ったマンションの建物に係る固定資産税額について、所有者からの申請がない場合でも、減額措置の要件に該当すると認められる場合には減額措置を適用できるものとする。														
〈表 1〉 軽自動車税（原付） 種別割税率表																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">車両区分</th> <th style="width: 20%;">旧税率</th> <th style="width: 20%;">新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種 （総排気量 50cc または定格出力 0.6kw 以下）</td> <td>年額 2,000 円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新基準原付 （総排気量 125cc かつ最高出力 4.0kw 以下）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 種乙（総排気量 90cc または定格出力 0.8kw 以下）</td> <td>年額 2,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 種甲（総排気量 125cc または定格出力 1.0kw 以下）</td> <td>年額 2,400 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> </tbody> </table>			車両区分	旧税率	新税率	第 1 種 （総排気量 50cc または定格出力 0.6kw 以下）	年額 2,000 円	2,000 円	新基準原付 （総排気量 125cc かつ最高出力 4.0kw 以下）		第 2 種乙（総排気量 90cc または定格出力 0.8kw 以下）	年額 2,000 円	2,000 円	第 2 種甲（総排気量 125cc または定格出力 1.0kw 以下）	年額 2,400 円	2,400 円
車両区分	旧税率	新税率														
第 1 種 （総排気量 50cc または定格出力 0.6kw 以下）	年額 2,000 円	2,000 円														
新基準原付 （総排気量 125cc かつ最高出力 4.0kw 以下）																
第 2 種乙（総排気量 90cc または定格出力 0.8kw 以下）	年額 2,000 円	2,000 円														
第 2 種甲（総排気量 125cc または定格出力 1.0kw 以下）	年額 2,400 円	2,400 円														